

議題 91号

河川法第4条第1項の一級河川の指定の変更または廃止について意見を述べることにつき議決を求めることについて

1. 知事の意見

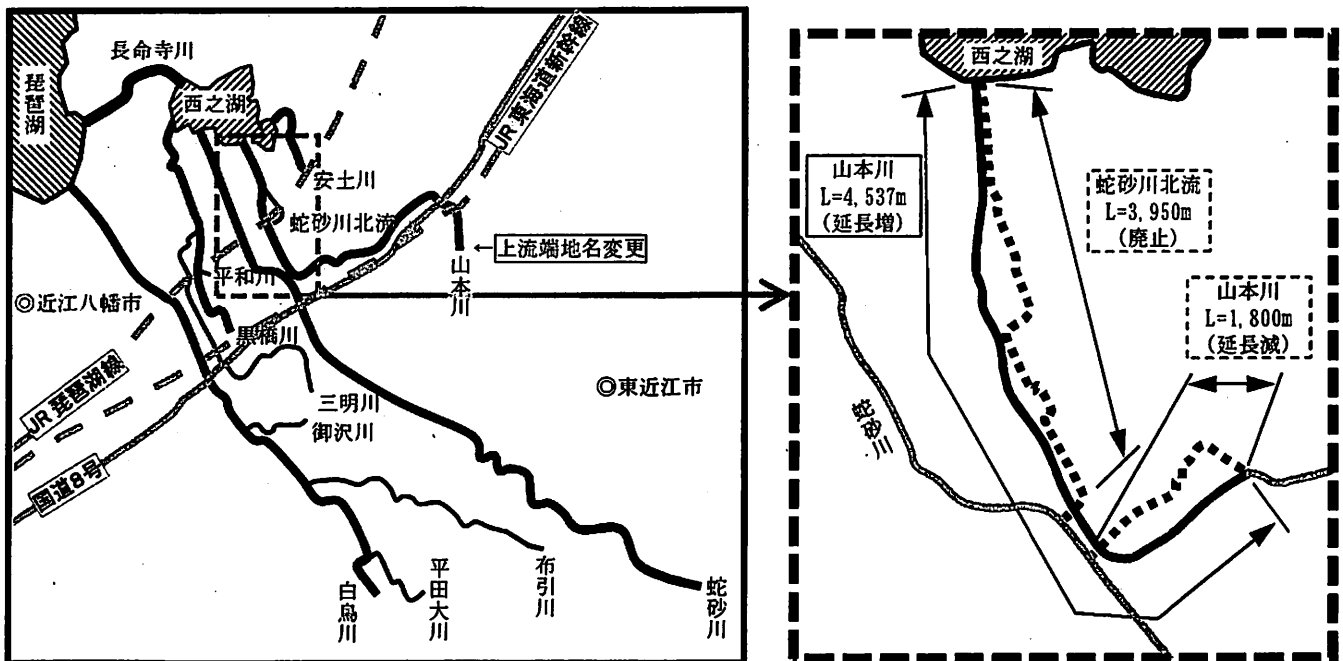
国土交通大臣からの意見照会に対する知事の意見として、河川改修工事の完成に伴う指定変更であるため「意見はない」として回答したい。

2. 一級河川山本川および蛇砂川北流の変更または廃止(近江八幡市)

- ・山本川(下流端の変更) ((L=6,980m → 9,717m (+2,737m))  
 (上流端の地名変更) 土地改良法の換地処分および行政区画の変更によるもの  
 ※ 位置の変更はなし
- ・蛇砂川北流(廃止) ((L=3,950m → 0m (-3,950m))

【内容】

山本川では、度々発生する浸水被害の軽減を図るため、県営かんがい排水事業に伴う河川改修工事を行い、現一級河川区間の合流部が蛇砂川から西之湖へ流入する形へ変更となったことから、一級河川の指定の変更(下流端の変更)を行うものである。また、蛇砂川北流については、同工事にて洪水流下機能を山本川へ振り替えたことから、一級河川の指定の廃止を行うこととする。



〈参考：一級河川の指定等に係る手続き〉

- ・国土交通大臣より滋賀県知事に対し、意見照会【平成31年1月25日】  
 第4条第3項：大臣が指定しようとするときは知事の意見をきかなければならない  
 第4条第6項：指定の変更又は廃止の手続は、指定の手続に準じて行わなければならない
- ↓
- ・県議会で議決後、滋賀県知事より国土交通大臣に対して回答【平成31年3月】  
 第4条第4項：知事が意見を述べようとするときは、議会の議決を経なければならない
- ↓
- ・社会資本整備審議会において審議された後、国土交通大臣が指定等を官報で公示  
 第4条第3項：大臣が指定しようとするときは、社会資本整備審議会の意見をきかなければならない  
 第4条第5項：大臣が指定しようとするときは、名称および区間を公示しなければならない